

生産行程管理業務規程

令和 5 年 3 月 17 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヒョウゴケン ミナミアワジ シ フクラヘイ
（〒656-0503）兵庫県 南あわじ 市 福良 丙 28

名称（フリガナ）：フクラギョギョウキョウドウクミアイ
福良 漁業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 前田 若男

ウェブサイトのアドレス：<http://jf-fukura.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類（とらふぐ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：アワジシマサンネン
淡路島 3 年 とらふぐ、Awajishima 3nen Torafugu

4 明細書の変更

福良漁業協同組合（以下「福良漁協」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）生産業者への周知・指導等

福良漁協は、生産業者に対し「淡路島 3 年 とらふぐ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「淡路島 3 年 とらふぐ」の生産地及び生産の方法に基づいて出荷した記録として養殖・出荷状況の記録等を保存する。

イ 福良漁協の手順

福良漁協は、生産業者が明細書に記載された生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

福良漁協は、上記（1）の ア 及び イ の手順について、年 1 回以上、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

福良漁協は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

福良漁協は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「淡路島3年とらふぐ」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「とらふぐ」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「淡路島3年とらふぐ」と併せて使用すること。
- （3）GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

福良漁協は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、福良漁協は、当該生産業者の生産した「とらふぐ」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

福良漁協は、上記6及び8に関して「淡路島3年とらふぐ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

福良漁協及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「淡路島3年とらふぐ」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び福良漁協が行った指導等に係る資料

11 連絡先

